

ガス導管事業者の託送収支の事後評価について

第63回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2024年11月27日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価
- (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）
- (3) 今後のスケジュール

2. 2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の評価（フォローアップ）

1. (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- 電力・ガス取引監視等委員会（2024年10月1日、11月22日）にて、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2023年度における託送収支の事後評価等に関して、事務局が行った評価を料金制度専門会合において確認いただくこととされた。

1. 趣旨

2024年9月4日、9月27日、10月15日及び11月7日にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から委員会に対して、ガス導管事業者における託送収支の事後評価について意見聴取がなされたことを受け、事務局において実施した事後評価についてご確認いただきたい。

※なお、10月1日の委員会後に意見聴取文に誤りが発見されたことを受け、経済産業大臣、東北経済産業局長、関東経済産業局長及び近畿経済産業局長から10月15日に、中部経済産業局長及び中国経済産業局長から11月7日に改めて意見聴取を受付。

2. 進め方

- ①対象：託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（145社）のうち、今般意見聴取のあった、137社（本年9月末までに昨年度の託送収支計算書を公表した事業者）。
なお、10月以降に託送収支計算書が公表される事業者（8社）については、今後意見聴取が行われる見込み。
- ②評価内容：料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）

3. 対象事業者

- 全国のガス導管事業者（219社※1）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（145社）について、2023年度における託送収支を評価する。
- 今般の会合においては、このうち本年9月末までに託送収支計算書が公表された137社について評価を行う。

	一般ガス導管事業者（191※1）	特定ガス導管事業者（30※1）
今般の事後 評価の対象 （137社）	2024年9月末までに託送収支が公表された事業者	
	託送供給約款制定（113）	託送供給約款制定（22）
	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3	承認事業者であるが供給条件を届出（2）※3
次回の事後 評価の対象 （8社）	2024年10月以降に託送収支が公表される事業者	
	託送供給約款制定（7）	託送供給約款制定（1）
	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3
	上記以外（71）※2	上記以外（5）※2

※1 一般ガス導管事業と特定ガス導管事業両方のライセンスを所有している事業者が2社（東京ガスネットワーク㈱、北海道瓦斯㈱）があるため、合計が合わない。

※2 前年度末のガスメーター取付数又は契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※3 上記により、託送供給約款の制定不要承認を受けても供給条件を届け出ている事業者は本評価の対象。

※ 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

1. (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

本年度の事後評価は、昨年度までと同様、ガス事業法等処分審査基準に基づき、以下の進め方で実施した。

- ① **各社の超過利潤累積額**について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「**一定水準額**」を超えている事業者を抽出。（ストック管理）
- ② **各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率**について、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「**マイナス5%**」を超えている事業者を抽出。（フロー管理）
- ③ **上記①、②に該当する事業者**について、**期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか**を聴取。
なお、②において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的か否かを確認。

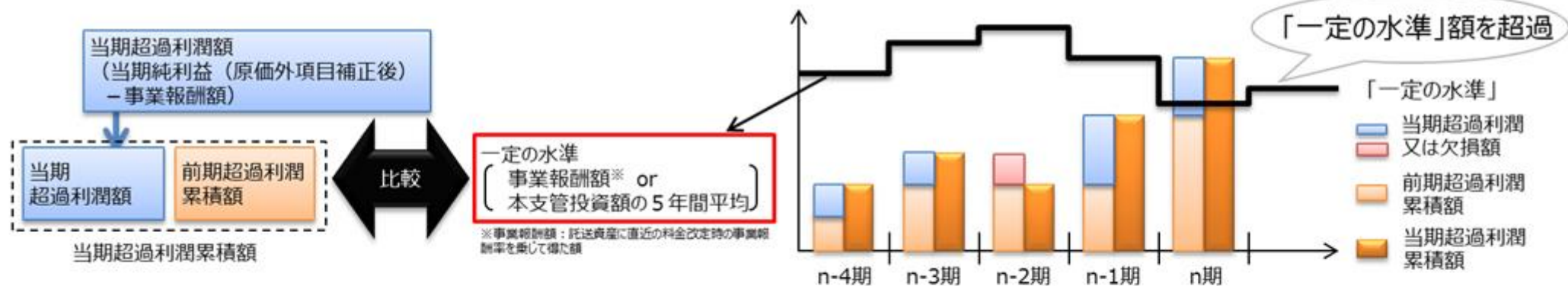
⇒これらの結果については、**次回以降の電力・ガス取引監視等委員会に報告し、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する本委員会の意見を回答**する予定。

（参考：2024年11月22日 電力・ガス取引監視等委員会 資料3）

各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

【参考】ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

＜ストック管理方式＞

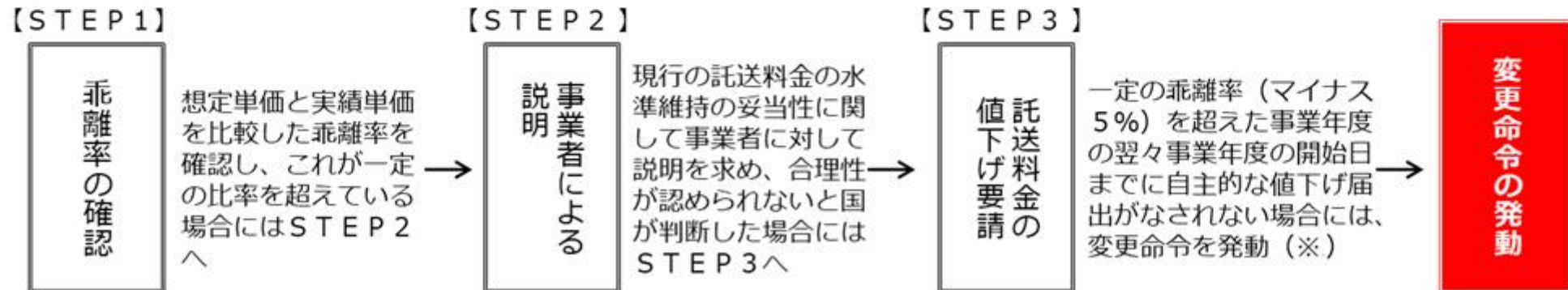


当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、
経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動

託送供給料金の改定

n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動（n + 1年度にも一定水準を超過した場合を除く）。

＜フロー管理方式＞



（※）原価算定期間等（原則3年）が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

①ガス導管事業者の超過利潤の状況 <ストック管理基準結果概要>

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果、(株)エナジー宇宙（北本エリア）、小千谷市の2社が、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過。

超過利潤累積額 (2023年度末)	一般ガス導管事業者（129件）		特定ガス導管事業者（29件）		合計
	対象者数 (3月決算)	対象者数 (3月決算以外)	対象者数 (3月決算)	対象者数 (3月決算以外)	
一定水準額超過	2 ・エナジー宇宙（北本エリア） ・小千谷市	0	0	0	2
一定水準額の2/3～3/3	4	2	1	0	7
一定水準額の1/3～2/3	4	3	2	0	9
0～一定水準額の1/3	4	4	3	0	11
0未満	61	45	20	3	129

※ 各社公表資料（2024年10月1日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。
※ 複数の地域毎の託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数地域をそれぞれ1件とカウントするため、事後評価の対象事業者数と表中の対象者数の合計は一致しない。

②ガス導管事業者の乖離率の状況 <フロー管理結果概要>

- 各社の乖離率について確認した結果、ENEOSエルエヌジーサービス(株)、栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、小千谷市、福山ガス(株)、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)の7社の乖離率が、変更命令の発動基準となる「マイナス5%」を超過。
- ENEOSエルエヌジーサービス(株)については、2024年4月1日に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外。（同社の料金値下げに関するフォローアップについては、スライド18以降を参照）

乖離率 (2023年度末)	一般ガス導管事業者（105件）		特定ガス導管事業者（13件）		合計
	対象者数 (3月決算)	対象者数 (3月決算以外)	対象者数 (3月決算)	対象者数 (3月決算以外)	
－5%を超過	4 ・栃木ガス(株) ・鷺宮ガス(株) ・小千谷市 ・大牟田瓦斯(株)	1 ・福山ガス(株)	2 ・ENEOSエルエヌジーサービス(株) ・三愛オブリ(株)	0	7
－5% ～ －2.5%	3	5	0	0	8
－2.5% ～ 0%	2	5	0	0	7
0%より大きい	5 3	3 2	1 0	1	9 6

※ 各社公表資料（2024年10月1日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・ 複数の地域毎の託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数地域をそれぞれ1件とカウントする。
- ・ 乖離率計算書が作成されない原価算定期間中の事業者はカウントしない。
- ・ 承認特定ガス導管事業者にあつては、フロー管理が行われず、評価の対象外となるためカウントしない。

③超過事業者の料金値下げ意向 <ストック管理超過事業者>

- 超過利潤累積額が一定水準額を超過した2社（**（株）エナジー宇宙（北本エリア）**、**小千谷市**）については、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となる。
- **（株）エナジー宇宙（北本エリア）**については、**期日※2までに料金の値下げ届出を実施する予定である旨を確認した。**
- **小千谷市**については、**来年4月に北陸瓦斯（株）に事業を譲渡することとしており、対応を検討中。**

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。（ガス事業法第189条第4項）

※2 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。
ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。
➤ 2025年4月1日：2社（**（株）エナジー宇宙（北本エリア）**、**小千谷市**）

③超過事業者の料金値下げ意向 <フロー管理超過事業者>

- 乖離率がマイナス5%を超過した6社（栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、小千谷市、福山ガス(株)、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)）については、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となる。
- ただし、事業者から現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明がなされ、本会合において、合理的だと判断した場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- 上記6社について、期日※2までに料金の値下げ届出を提出する予定であるか、あるいは、合理的な説明を行うかを確認したところ、**小千谷市以外の5社については値下げ届出を提出する予定である旨を確認した。**
- **小千谷市については、来年4月に北陸瓦斯(株)に事業を譲渡することとしており、対応を検討中。**

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)

※2 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が-5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

➤ 2025年1月1日：1社（福山ガス(株)）、2025年4月1日：5社（栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、小千谷市、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)）

(参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

<一般ガス導管事業者関係>

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過基準累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。
 - イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同上第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。
 - ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）
(略)
- ② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。
(略)

<特定ガス導管事業者関連>

第二 処分の基準

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

- ① ～ ④ (略)
- ⑤ 同項第5号関係
「公表の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。
 - イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当該超過利潤累積額が一定水準を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公表の利益の増進に支障がないものとする。
 - (i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。
 - (ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）
(略)
 - ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。
(略)

(参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

＜承認特定ガス導管事業者関連＞

第二 処分の基準

(40) 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① ～ ④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第77条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この(40)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

(略)

(1. (1)、(2)のまとめ)

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、本会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 2社（㈱エナジー宇宙（北本エリア）、小千谷市）については、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。
- 7社（栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、小千谷市、福山ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱、ENEOSエルエヌジーサービス㈱）については、乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。
- 上記事業者のうち、㈱エナジー宇宙（北本エリア）、栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、福山ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱の6社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となる。

なお、ENEOSエルエヌジーサービス㈱については、2024年4月1日に託送供給約款の料金の値下げ届出が行われているため、変更命令の対象からは除外する。

また、小千谷市については、来年4月に北陸瓦斯㈱への事業譲渡が予定されているため、今後の対応を改めて確認する。

※ 2025年1月1日：1社（福山ガス㈱）、2025年4月1日：5社（エナジー宇宙（北本エリア）、栃木ガス㈱、鷺宮ガス㈱、大牟田瓦斯㈱、三愛オブリ㈱）

1.（3）今後のスケジュール

- 本日の事後評価の対象とならなかった、**10月以降に託送収支計算書を公表する事業者（8社）**については、**2025年1月以降に事後評価**を行う。
- また、**2025年5月を目途に、2023年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価の結果**をとりまとめる。

時期	内容
2024年11/27 【本日】	・2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価 【料金制度専門会合】 （9月末までに昨年度の託送収支計算書を公表した事業者）
2024年 12月以降	・経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答① 【電力・ガス取引監視等委員会】
2025年 1月以降	・2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価 【料金制度専門会合】 （10月以降に昨年度の託送収支計算書を公表した事業者等）
2025年 2月以降	・経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答② 【電力・ガス取引監視等委員会】
2025年 5月目途	・料金の値下げ届出内容の確認 【料金制度専門会合】 ・2023年度の事後評価とりまとめ結果報告 【料金制度専門会合／電力・ガス取引監視等委員会】

1. 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価
- (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）
- (3) 今後のスケジュール

2. 2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の料金改定届出内容の評価（フォローアップ）

本日ご確認いただきたい事項

- **2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価**において、ストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、**料金改定届出を行った6社の届出の内容等の評価**をご確認いただく。

1. 趣旨

昨年度の事後評価の結果、変更命令の対象とされた事業者について、追加的な分析・評価として、実際の値下げ届出が行われている場合、その届出内容の評価（フォローアップ）を行う。

2. 進め方

（1）対象：2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、ストック管理（超過利潤累積額）、フロー管理（乖離率）の基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った8社のうち、第54回の本会合（2024年2月19日）において、届出内容を確認済の館林瓦斯(株)及び山口合同ガス(株)を除く6社

- ◆ スtock管理基準超過：①ENEOSエルエヌジーサービス(株)、②大津市
- ◆ フロー管理基準超過：③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市、⑥筑後ガス圧送(株)

（2）評価内容：追加的な分析・評価（提出された値下げ届出の確認）

(参考) 昨年度の事後評価結果

- 2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、ストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った8社（ENEOSエルエヌジーサービス(株)、由利本庄市、東海ガス(株)（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯(株)、山口合同ガス(株)、筑後ガス圧送(株)、大津市）が料金改定届出の内容等を確認する対象。
- ただし、館林瓦斯(株)及び山口合同ガス(株)は、第54回会合（2024年2月19日）において料金届出の内容等を確認済（評価済）。

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、料金制度専門会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいか。

- 今年度値下げを行った事業者を除き、1社（ENEOSエルエヌジーサービス）については、2022年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。この1社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2024年4月1日：ENEOSエルエヌジーサービス

- 7社（由利本庄市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、福山ガス、山口合同ガス、筑後ガス圧送）については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる-5%を超過した。一方、このうち1社（福山ガス）について、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について合理的な説明がなされたため、こちらは変更命令の対象外とする。残りの6社（由利本庄市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、館林瓦斯、山口合同ガス、筑後ガス圧送）について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、所管の経済産業局長から変更命令を行う。

※2024年1月1日：館林瓦斯、山口合同ガス

※2024年4月1日：由利本庄市、東海ガス（下仁田地区）、魚沼市、筑後ガス圧送

1. ガス導管事業者の2022年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果について

2023年11月1日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会に対して、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）I第2（23）及び（39）⑤に基づくガス導管事業者の収支状況の確認について意見聴取があった。11月10日に開催された委員会において、料金制度専門会合で事務局にて行った評価を確認することとされた。

11月20日に開催された料金制度専門会合において、ガス導管事業者の2022年度託送収支の事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認した。その結果について資料4-1のとおり報告する。

また、11月20日の料金制度専門会合後の11月24日に、近畿経済産業局から委員会事務局に対して一般ガス導管事業者である大津市のガス託送収支の報告（※）があり、確認したところ、2022年度終了時点での超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していることが判明し、期日（2024年4月1日）までの値下げ届出を実施する予定であることを確認した。

※大津市から近畿経済産業局に対して11月14日に託送収支の報告がなされていたが、11月20日に開催された料金制度専門会合では議会未承認として事後評価の確認を行っていなかったもの。

2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価において、基準を超過した事業者の概要

(1) スtock管理基準（超過利潤累積額）超過：①ENEOSエルエヌジーサービス(株)、②大津市

(2) フロー管理基準（乖離率）超過：③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市、
⑥筑後ガス圧送(株)

事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入の有無
① ENEOS エルエヌジーサービス(株)	特導	2012年	青森県 八戸市	2,000万円	50名	－	15	無
② 大津市	一導	1934年	滋賀県 大津市	254億807万円	69名	大津市	108,970	有
③ 由利本庄市	一導	1960年	秋田県 由利本庄市	9億7,415万円	13名	秋田県 由利本庄市	8,618	無
④ 東海ガス(株) (下仁田地区)	一導	1966年	静岡県 焼津市	9億2,500万円	221名	静岡県焼津市・ 藤枝市・島田市、 群馬県下仁田町	56,442	無
⑤ 魚沼市	一導	1960年	新潟県 魚沼市	17億2,919万円	12名	新潟県魚沼市	8,500	無
⑥ 筑後ガス圧送(株)	特導	2012年	福岡県 久留米市	2億円	14名	－	－	無

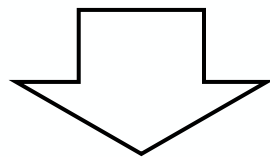
料金改定届出の妥当性確認における方針

(1) スtock管理基準超過事業者に対するフォローアップ

【確認内容】

2022年度ガス導管事業者の事後評価において、ストック管理（超過利潤累積額）の基準が超過し、料金改定を行った2社（①ENEOSエルエヌジーサービス株、②大津市）においては、ガス事業託送供給約款料金算定規則（以下「料金算定規則」という。）に基づき、新料金における想定費用が適正に算定されているかを確認。

- 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。
- 2) 新料金における原価算定について、一般ガス導管事業者（②大津市）においては、届出上限値方式ではなく、総括原価方式により算定されているか。



【対応案】

上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とはいえない事業者については、「2024年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2025年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

(参考条文) ガス事業託送供給約款料金算定規則 (平成29年経済産業省令第22号)

第二章 一般ガス導管事業者の託送供給約款料金の算定

(減少事業報酬額の算定)

第十条 一般ガス導管事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた一般ガス導管事業者であって法第四十九第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下この章において「当期内部留保相当額」という。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額が零の一般ガス導管事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第五第三表を作成しなければならない。

2 (略)

3 還元額は、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額（当該事業年度と連続する前事業年度において一定水準超過額が零でない場合（当該事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において第十四条第一項の規定により設定した料金を実施する場合を除く。）には、当該一定水準超過額から前事業年度の一定水準超過額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）とする。）に一から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあっては一と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が第六条第一項又は第五項及び第六項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額であって、第一項に規定する一般ガス導管事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により第一項に規定する一般ガス導管事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第六条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

(届出託送供給約款料金原価等の算定)

第十七条 法第四十八条第五項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款届出料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下この条から第二十条までにおいて「届出事業者」という。）は、当該届出事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原資算定期間」という。）を定め、次の各号に掲げるいずれかの方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。ただし、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額が零でない届出事業者又は同様式第三第五表の乖離率がマイナス五パーセントを超えている届出事業者（現行託送供給約款料金を維持することが妥当であると認められる者を除く。）が改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたとき、法第四十八条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があったとき、又は法第五十条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を変更する場合（改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた日以後、第十四条第一項の規定により託送供給約款認可料金を設定し、法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたことがある場合及び第十九条第二項の規定により届出託送供給約款料金原価等を算定し、法第四十八条第六項の規定による届出をしたことがある場合を除く。）は、原資算定期間を定め、第二号に掲げる方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。

一 届出上限値方式

二 総括原価方式

第三章 特定ガス導管事業者の託送供給約款料金の算定

(減少事業報酬額の算定)

第三十三条 特定ガス導管事業者（法第七十六条第一項ただし書の承認を受けた特定ガス導管事業者であって法第七十七条第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下この章において「当期内部留保相当額」という。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額が零の特定ガス導管事業者を除く。）

は、減少事業報酬額を算定し、様式第十六第三表を作成しなければならない。

2 減少事業報酬額は、次項の規定により前項に規定する特定ガス導管事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額控除額を加えた額とする。

3 還元額は、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額（当該事業年度と連続する前事業年度において一定水準超過額が零でない場合（当該事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において第三十七条第一項の規定により設定した料金を実施する場合を除く。）には、当該一定水準超過額から前事業年度の一定水準超過額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）とする。）に一から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に百分の五十を乗じて得た値（当該値が一を上回る場合にあっては一と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額を五で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が第二十九条第一項の規定により算定された事業報酬額を超える場合にあっては、当該事業報酬額）を下回らない額であって、第一項に規定する特定ガス導管事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により第一項に規定する特定ガス導管事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第二十九条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

①ENEOSエルエヌジーサービス(株) 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映(控除)されているか。

ENEOSエルエヌジーサービス(株)は、2022(令和4)年度末時点の一定水準超過額(約1.7億円)のうち、還元額及び内部留保相当額分を新料金算定時に控除する必要あり。

第2表

超過利潤累積額管理表

事業者名 ENEOSエルエヌジーサービス株式会社

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

(単位:千円)

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額(又は前期欠損累積額) ① (うち前期乖離額累積額) ⑦	22,483 (▲ 44,482)	
当期超過利潤額(又は当期欠損額) ② (うち想定原価と実績費用との乖離額) ⑧	152,415 (▲ 91,019)	
還元額 ③	0	
当期超過利潤累積額(又は当期欠損累積額) ④=①+②-③ (うち当期乖離額累積額) ⑨=⑦+⑧	174,898 (▲ 135,501)	
一定水準額 ⑤	1,006	託送資産額 93,463 事業報酬率 1.076%
一定水準超過額 ⑥=④-⑤	173,892	

[注] 一定水準額はガス事業託送供給収支計算規則 別表第3、2.(3)②ロの額を適用

① ENEOS エルエヌジー サービス(株) 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映(控除)されているか。

ENEOS エルエヌジー サービス(株)は、料金算定規則第33条に基づき、還元額及び内部留保相当額を算定。

<還元額>

- 同条第3項に基づき、還元額を以下の通り計算すると、104,335千円となる。

$$((173,892 - 21,435) \times (1 - 0) + 21,435) \div 5 \times 3 = 104,335 \text{千円}$$

還元額 = [一定水準超過額 × (1 - 効率化比率) + 還元義務額残高] ÷ 5 × 原価算定期間年数
(事業報酬額を超える場合は事業報酬額を下回らない額)

※一定水準超過額 = 一定水準超過額 - 前期の一定水準超過額

- ENEOS エルエヌジー サービス(株)の事業報酬額は727千円につき、還元額が事業報酬額を上回るため、同条第3項に基づき、還元額は727千円を適用。

様式第14 (第29条第1項関係)

事業報酬算定総括表

(原価算定期間: 令和6年4月～令和9年3月) (単位: 千円)

	金額	備考
固定資産投資額	4,228	
運転資本	80,967	
繰延資産残高	0	
計	85,195	
事業報酬率	0.853 %	
事業報酬額	727	

ENEOS エルエヌジー サービス(株) 令和6年3月13日付け「託送供給約款変更届出書」より抜粋

<内部留保相当額>

- ENEOS エルエヌジー サービス(株)の内部留保相当額は▲36,056千円につき、同条第1項により、内部留保相当控除額は0を適用。

第4表

内部留保相当額管理表

事業者名 ENEOS エルエヌジー サービス株式会社

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月 31日まで

(単位: 千円)

項目	金額	備考
前期末内部留保相当額 (①)	▲ 188,471	
当期超過利潤額 (又は当期欠損額) (②)	152,415	
還元額 (③)	0	
当期導管投資額 (又は当期特定導管投資額) (④)	0	
当期内部留保相当額 (⑤=①+②-③-④)	▲ 36,056	還元義務額残高: 21,435千円

ENEOS エルエヌジー サービス(株)「令和 4年度 託送供給関連業務に関する会計整理」資料より抜粋

様式第16 (第31条から第35条まで関係)

第3表

減少事業報酬総括表

(単位: 千円)

項目	金額	備考
還元額 (1)	727	
内部留保相当額控除額 (2)	0	
減少事業報酬額 (3) = (1) + (2)	727	

ENEOS エルエヌジー サービス(株)「令和 4年度 託送供給関連業務に関する会計整理」資料より抜粋

① ENEOS エルエヌジー サービス(株) 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映(控除)されているか。

還元額及び内部留保相当控除額から**減少事業報酬額**を決定し、**新料金の算定から控除**していることを確認。

- 前頁で算定した還元額と内部留保相当控除額から、減少事業報酬額は727千円と算出
- ただし、ENEOS エルエヌジー サービス(株)は小売託送及び連結託送を営んでいるため、減少事業報酬額727千円を小売託送と連結託送の供給量で按分し、小売託送に係る減少事業報酬額を算出。
⇒小売託送分：707千円

様式第16 (第31条から第35条まで関係)
第4表

減少事業報酬額の減少機能別原価整理表 (単位:千円)

機能別原価項目	金額
ホルダー原価	0
供給需要原価	
高圧導管原価	303
中圧導管原価	210
中圧A導管原価	210
中圧B導管原価	0
低圧導管原価	0
計	513
需要家原価	
供給管原価	15
メーター原価	100
検針原価	11
内管保安原価	0
計	126
託送供給特定原価	68
合 計 (減少事業報酬額)	707

様式第16 (第31条から第35条まで関係)
第3表

減少事業報酬総括表 (単位:千円)

項目	金額	備考
還元額(1)	727	
内部留保相当額控除額(2)	0	
減少事業報酬額(3) = (1) + (2)	727	

ENEOS エルエヌジー サービス(株) 令和6年3月13日付け「託送供給約款変更届出書」より抜粋

- 小売託送に係る減少事業報酬額を料金算定規則第34条に規定する様式第16第4表のとおり各原価に振り分けていることを確認した。

①ENEOSエルエヌジーサービス(株) まとめ

前頁の還元額・内部留保相当額の控除、託送供給依頼者へのヒアリングを踏まえた需要量予測等を実施し、算定規則第25条から第36条に基づき、新料金を設定。2024年4月 1 日から適用。

需要量 (千m ³)				2024年4月料金改定時の 想定需要量算定の根拠
原価算定期間 (2021~2023年度) の 想定3年平均	2021~2023年度の 実績3年平均	2023年度の 実績見込み	2024年4月料金 改定時の想定 3 年平均	
269,452	342,915	376,488	287,595	2021~2023年度においては大口需要先の設備稼働率が想定を上回ったことによる増が要因。 一方、2024年の料金改定に係る契約情報を基に需要量減で想定。

費用 (千円)				2024年4月料金改定時の 想定費用算定の根拠
原価算定期間 (2021~2023年度) の 想定3年平均	2021~2023年度の 実績3年平均	2023年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	
677,992	743,548	735,310	632,940	費用の大宗を占める導管の賃借料等が減少したことによる減が要因。

2022年度乖離率計算書			新料金	
現行料金算定時の 想定単価 (円/m ³) (A)	2022年度 実績単価 (円/m ³) (B)	2022年度乖離率 ※2	2024年度改定後の 平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
2.52	2.17	▲13.89	2.20	▲12.53

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 算定規則第10条第1項で減少事業報酬額の算定について定めているところ、「託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。）と託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第四表の還元義務額残高の合計額が零の一般ガス導管事業者を除く」とされているため、**大津市は減少事業報酬額の算定が義務付けられていない。**
- そのため、次ページ以降で、**大津市が実施した料金改定値下げに係る検討結果を確認した。**

第4表

内部留保相当額管理表

事業者名 大津市企業局

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで

(単位: 千円)

項 目	金 額	備 考
前期末内部留保相当額 (①)	-2,104,786	
当期超過利潤額(又は当期欠損額) (②)	259,994	
還元額 (③)	0	
当期導管投資額 (又は当期特定導管投資額) (④)	210,030	
当期内部留保相当額 (⑤ = ① + ② - ③ - ④)	-2,054,822	還元義務額残高: 0

②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 大津市においては、まずは、**超過利潤が発生した要因分析**を実施。
- コロナ禍に伴う巣ごもり需要増や、料金体系が細分化されていないこと等により超過利潤が累積している**ことを把握。

2. 超過利潤の一定水準額超過とその要因分析

(1) 超過利潤・超過利潤累積額の算定方法

- 現行の託送料金は平成28年度に設定したものであり、平成29～令和元年度の3年間の原価計算を想定したもの①に基づいており、それを基に毎年、超過利潤の算定を行っている。
- 毎年算定する超過利潤④は、料金算定基準の225百万円②を基本として、当年度純利益（調整後）③との差額により算出している④＝③－②。④の超過利潤を累積したものが超過利潤累積額⑤である。

項目名	単位	料金算定基準	H29実績	H30実績	R1実績	R2実績	R3実績	R4実績
託送供給量	(百万m3)	164	170	163	143	132	140	135
うち500m3/月以下の託送供給量	(百万m3)	36	39	36	34	38	39	36
託送収益	(百万円)	① 3,381	3,564	3,408	3,204	3,436	3,505	3,344
うち500m3/月以下の託送収益	(百万円)	2,584	2,738	2,598	2,463	2,728	2,758	2,614
託送費用	(百万円)	3,166	3,260	3,233	2,947	2,864	2,859	2,865
うち変動費（事業者間精算費）	(百万円)	550	564	549	495	464	483	462
うち固定費（事業者間精算費以外の費用）	(百万円)	2,616	2,697	2,684	2,452	2,400	2,376	2,403
当期純利益（調整後）（※）	(百万円)	② 225	③ 307	179	263	579	652	485
超過利潤	(百万円)	-	④ 82	-46	38	354	427	260
超過利潤累積額	(百万円)	-	⑤ 82	36	74	428	855	1,115

（※）当期純利益（調整後）とは、超過利潤を算定する過程において、一定のルールに基づき調整（加除）した後の利益であるため、上表の「託送収益－託送費用」の結果とは合致しない。

一定水準額（百万円）

822

超過利潤累積額 > 一定水準額
1,115百万円 > 822百万円
⇒ 料金改定が必要となった

7

(3) 超過利潤が累積した要因分析

【事象の要因分析、他都市調査の結果】

- ① **収益面の変化** 託送収益の変動に大きな影響を及ぼす0～500m³/月の使用量が、コロナ禍に伴う巣籠需要により、料金算定基準に対して令和2年度は144百万円、令和3年度は174百万円それぞれ上回った。
- ② **費用面の変化** 令和2～4年度において、託送供給量の減少（p6参照）に伴い「事業者間精算費」と呼ばれる「本市が大阪ガスネットワークに支払う託送料」が減少した。
- ③ **他都市調査の結果** 託送料金表0～500m³/月区分は細分化するのが一般的であることがわかった。コロナ禍に伴う影響は同じであるものの、他都市においては大きな超過利潤の累積は生じていないことから、本市の超過利潤が累積したひとつの要因であると想定する。

課題1. 需要予測、費用の想定に変化が生じている

対策⇒ 近年の状況を踏まえた需要予測を行い、事業全体の原価を洗い直す。

課題2. 標準託送料金区分の0～500m³料金表が一般的でない

対策⇒ ご使用量に応じより細やかにお支払額を算出されるよう区分を細分する。

※より細やかに区分することで、より一層の公平性を期すと共に、超過利潤の発生を抑制する効果も期待できる。

料金値下げ改定をするにあたり、上記対策により、持続可能な経営を維持しつつ、超過利潤の発生を抑制する。

9

27

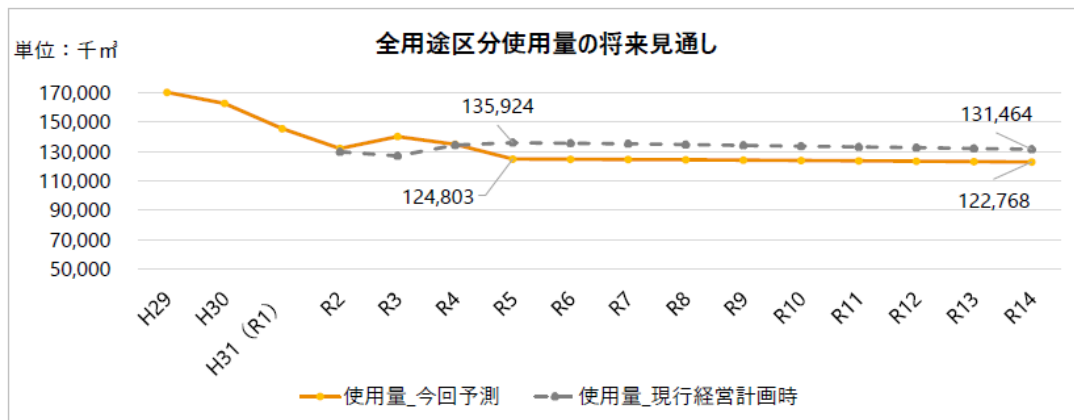
②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 大津市においては、過去実績を踏まえた需要予測、現行料金を適用した場合の収益見込みと総括原価の算定による料金との比較により、要値下げ額を算定。

(2) 需要予測の結果

ガス使用量シミュレーションを行った結果、ガス使用量全体は令和4年度実績と比較して、令和14年度では91%と▲9%減少する見通しとなった。

- 用途区分「家庭用」のガス使用量（令和14年度）：▲9%減少（対令和4年度実績）
- 用途区分「工業用」のガス使用量（令和14年度）：▲10%減少（対令和4年度実績）
- 用途区分「商業用」「その他」のガス使用量（令和14年度）：▲7%減少（対令和4年度実績）

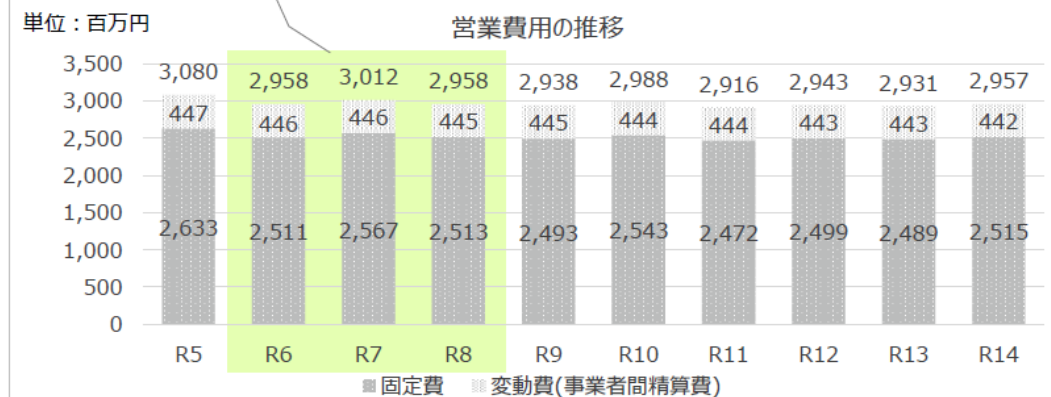


11

(3) 原価算定の結果

- 営業費用は、過去実績と概ね同様の水準を見込んでいる。
- 託送供給量の減少に伴って、事業者間精算費等は減少するが、近年の物価高や人件費増をシミュレーションに織り込んだ結果、将来の費用は現状と同程度の見込みとなった。
- 令和6～8年度の営業費用に、その他の費用や事業報酬を足したものが総括原価となる。

【原価算定期間】R6～R8の3か年
【総括原価】営業費用8,928百万円+その他費用等668百万円=総括原価9,596百万円



※R9年度以降は、ガス事業全体の将来予測を利用して、一定の補正をかけて算定しています。

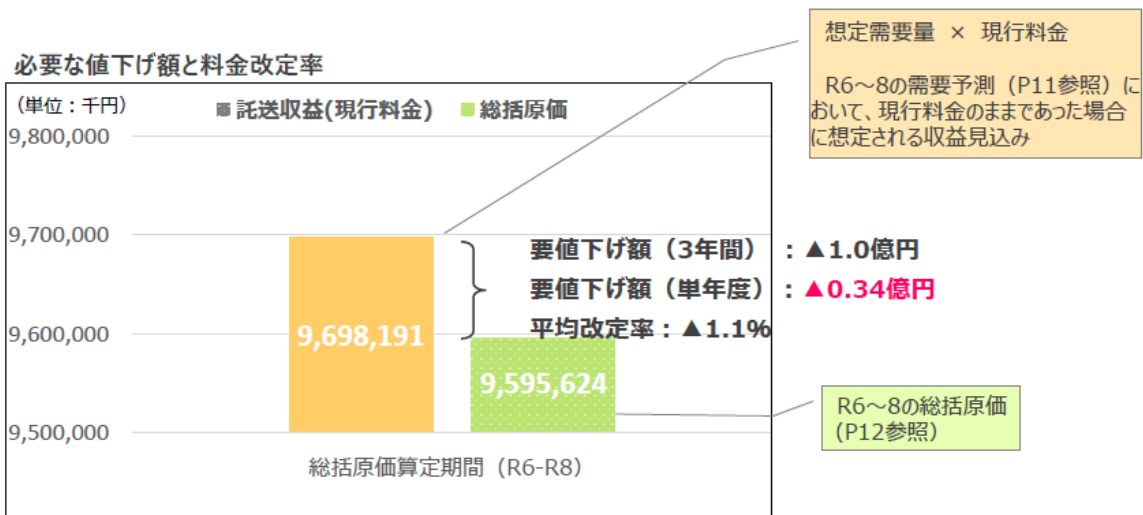
12

②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 現行料金を適用した場合の収益見込みと総括原価の算定による料金との比較により、要値下げ額を算定。
- 内部留保分の還元先（値下げの対象）を決定し、新料金に反映（控除）させることとした。

(4) 原価算定の結果と値下げ原資の把握

- ① 現行料金のままであった場合の収益見込み 9,698,191千円
② 総括原価の算定結果 9,595,624千円
③ 値下げを要する額は、①-②により、102,567千円/3年（34,189千円/年）、平均改定率▲1.1%となった。
※現行料金のままだと、収益見込みが総括原価を上回るため、収益・費用が均衡するように託送料金を値下げする必要がある。



13

(5) 値下げ原資の把握等を踏まえた方針案

【対策方針】

需要予測や原価算定の結果をふまえ、今回の料金改定について下記の方針とする。

方針① 値下げ対象を全需要家とする

総括原価の算定により把握した値下げ原資34百万円について、標準託送を重視しつつ、すべての料金表を対象とする。

方針② 標準託送0～500㎡区分の細分化

ご使用量にあわせてより公平で適正な料金区分とすると共に、超過利潤の発生を抑制するため、標準託送の料金表区分の0～500㎡/月の区分を細分化を行う。

14

②大津市 1) 新料金の算定にあたり、還元額及び内部留保相当額が適正に反映（控除）されているか。

- 内部留保分の還元先（値下げの対象）を決定し、新料金に反映（控除）していることを確認。

(3) ガス託送料金の改定案

新旧料金表の比較（赤字は改定箇所）

（現在の料金表 単位：円 税抜き）

契約区分	使用量区分	その他期 （標準以外は通期）		冬期		流量基本料金
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	
標準	0～500	350	60.14	350	60.14	
	500～2000	4,000	52.84	2,000	56.84	
	2000～5000	18,000	45.84	8,000	53.84	
	5000～	32,000	43.04	25,000	50.44	
	高倍率	3,350	9.01			130
	大量輸送Ⅰ	29,360	3.01			410
	大量輸送Ⅱ	7,660	4.37			260

以下については、現在の料金からの変更は実施しない

- 標準託送における低圧導管未利用減算：▲28.42円 / m³
- 高倍率における低圧導管利用加算：+4.93円 / m³
- 大量輸送における低圧導管利用加算：+2.69円 / m³

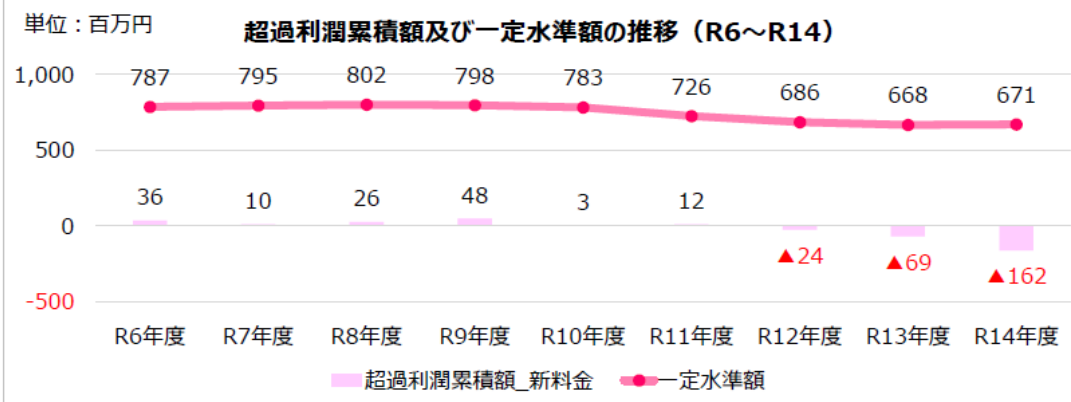
適用区分の細分化

（値下げ改定後の料金表（案） 単位：円 税抜き）

契約区分	使用量区分	その他期 （標準以外は通期）		冬期		流量基本料金
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	
標準	0～20	350	60.00	350	60.00	
	20～50	360	59.50	360	59.50	
	50～100	410	58.50	410	58.50	
	100～200	560	57.00	560	57.00	
	200～500	760	56.00	760	56.00	
	500～2000	3,260	51.00	1,760	54.00	
	2000～5000	15,260	45.00	5,760	52.00	
	5000～	25,260	43.00	15,760	50.00	
	高倍率	3,300	9.01			130
	大量輸送Ⅰ	29,300	3.01			410
	大量輸送Ⅱ	7,600	4.37			260

(3) 経営への影響 改定案を反映した超過利潤発生の見込み

- 料金改定の結果、今後は超過利潤がほとんど発生しないことが見込まれる。
- そのため、将来においては、超過利潤累積額が一定水準額を超過する可能性は低いと見込まれる。
- ただし、超過利潤は事業報酬等を調整したものであるため、ガス事業の利益自体は確保できる見込みであり、安定した経営を維持できる水準であると考えられる。



②大津市 2) 総括原価方式による算定となっているか。

- 大津市においては、料金算定規則第17条第1項に基づき、**総括原価方式により新料金を設定**。
- 大津市議会に報告の上、2024年4月1日から適用。

原価算定の方式		特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、かつ透明性が確保されと考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等による費用減の一部を、事業者自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

原価算定方式	費用（千円）			
	原価算定期間 (2017~2020年度) の想定3年平均	2020~ 2022年度の 実績3年平均	2023年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
総括原価方式	3,381,147	3,081,410	3,260,157	3,198,541

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

ストック管理超過事業者のフォローアップ結果

- **ENEOSエルエヌジーサービス(株)、大津市**ともに、料金算定規則等に基づき、**いずれも妥当な新料金が設定されている**と判断できる。

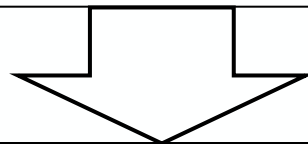
料金改定届出の妥当性確認における方針

(2) フロー管理基準超過事業者に対するフォローアップ

【確認内容】

- 2022年度ガス導管事業者の事後評価において、フロー管理（乖離率）の基準が超過し、料金改定を行った4社（③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市、⑥筑後ガス圧送(株)）においては、新料金における需要量と費用の想定が、2020～2022年度の実績及び2023年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認。
 - 1) 新料金における原価算定について、一般ガス導管事業者（③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市）においては、届出上限値方式ではなく、総括原価方式により算定されているか。（料金算定規則第17条第1項）
 - 2) 新料金における想定需要量が、2020～2022年度の需要量の実績や2023年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか。
 - 3) 新料金における想定費用が、2020～2022年度の費用の実績や2023年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか。

【対応案】



- 上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2024年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況进行评估し、実績が想定と乖離している場合には、2025年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

1) 新料金における原価算定について、一般ガス導管事業者は届出上限値方式ではなく、総括原価方式による算定となっているか。

4社のうち、一般導管事業者である③由利本庄市、④東海ガス(株)（下仁田地区）、⑤魚沼市については、いずれも料金算定規則第17条第1項に基づき、総括原価方式により新料金を設定。

原価算定の方式		特徴
総括原価方式	原価洗い替えを行う方式	原価を洗い替えるため、託送料金原価はより精緻に算定され、かつ透明性が確保されと考えられる。
届出上限値方式	原価洗い替えは行わず、経営効率化等による費用減の一部を、事業者自ら設定する料金引下げ原資に充てる方式	機動的な料金改定が可能となる一方、経営効率化等による費用減の一部を、事業者が自ら設定する料金引下げ原資とするため、当該引下げ原資が小さい場合には、新料金において、託送料金原価が適正化されない可能性がある。

事業者名	原価算定方式	費用（千円）			
		原価算定期間※1の 想定3年平均	2020～2022年度の 実績3年平均	新料金算定時に想定して いた2023年度の実績見 込み（参考情報）	2024年4月料金改定時 の想定3年平均
③由利本庄市	総括原価方式	364,761※2	357,445※2	319,083	319,313
④東海ガス(株)（下仁田地区）	総括原価方式	119,365	139,841	142,557	117,062
⑤魚沼市	総括原価方式	386,327	345,765	342,849	361,111

※1 東海ガス、魚沼市の原価算定期間：2020～2022年度の3年

※2 由利本庄市の原価算定期間 2021～2022年度の2年の平均

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2) 新料金における想定需要量が、2020～2022年度の需要量の実績や2023年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか。

4 社いずれも、過去実績や2023年度実績見込み、今後の需要予測を踏まえ、新料金の想定需要量を見積もっていることを確認。

事業者名	需要量（千m ³ ）				2024年4月料金改定時の 想定需要量算定の主な背景
	原価算定期間※1の 想定3年平均	2020～2022年度の 実績3年平均	新料金算定時に想定し ていた2023年度の実績 見込み（参考情報）	2024年4月料金改定 時の想定3年平均	
③ 由利本荘市	8,498 ※2	8,912 ※2	8,861	8,743	由利本荘市の人口減少予測を踏まえた 家庭用契約戸数減による需要量減と想 定
④ 東海ガス(株) (下仁田地区)	1,125	2,048	2,267	2,353	既存需要家の需要量増が見込まれてい るため、需要量増と想定
⑤ 魚沼市	12,950	13,730	12,840	13,589	過去想定と過去実績の比較（需要 増）に2023年実績見込み（需要減） を織り込んだ結果で想定
⑥ 筑後ガス圧送(株)	13,851	12,084	16,610	17,592	2022年度途中から供給開始した事業 者の使用分を通年適用した結果、需要 量増で想定

※1 東海ガス、魚沼市、筑後ガス圧送の原価算定期間：2020～2022年度の3年

※2 由利本荘市の原価算定期間 2021～2022年度の2年の平均

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

3) 新料金における想定費用が、2020～2022年度の費用の実績や2023年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか。

4社いずれも、過去実績や2023年度実績見込みを踏まえ、新料金の想定費用を見積もっていることを確認。

事業者名	費用（千円）				過去実績よりも料金改定後の方が費用が増えている主な理由
	原価算定期間※1の 想定3年平均	2020～2022年度の 実績3年平均	新料金算定時に想定し ていた2023年度の実績 見込み（参考情報）	2024年4月料金改定 時の想定3年平均	
③ 由利本荘市	364,761※2	357,445	319,083	319,313	—
④ 東海ガス(株) (下仁田地区)	119,365	139,841	142,557	117,062	—
⑤ 魚沼市	386,327	345,765	342,849	361,111	2020～2022年度には実施していない定期自主検査（ホルダー開放検査）の費用（修繕費）等を計上しているため
⑥ 筑後ガス圧送(株)	114,849	85,892	114,642	127,315	需要先増に伴う人員増による労務費増等のため

※1 東海ガス、魚沼市、筑後ガス圧送の原価算定期間：2020～2022年度の3年

※2 由利本荘市の原価算定期間 2021～2022年度の2年の平均

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

フロー管理超過事業者のフォローアップ結果

4社から提出のあった2022年度ガス導管事業者の託送収支における乖離率計算書の数値と、前述1)～3)を踏まえて設定された新料金における平均単価及び料金改定率を確認したところ、**全社とも妥当な平均単価の設定**となっていることを確認。

事業者名		2022年度乖離率計算書			新料金	
		現行料金算定時の 想定単価 (円/m ³) (A)	2022年度 実績単価 (円/m ³) (B)	2022年度 乖離率 ※2	2024年度改定後の 平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
③	由利本荘市	42.92	40.11	▲6.55	36.52	▲14.91
④	東海ガス(株) (下仁田地区)	106.10	68.28	▲35.64	49.75	▲53.11
⑤	魚沼市	29.83	25.18	▲15.59	26.57	▲10.93
⑥	筑後ガス圧送(株)	8.29	7.11	▲14.23	7.24	▲12.67

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。



4社いずれも、妥当な新料金が設定されていると判断できる。

(2. のまとめ)

- 2022年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価においてストック管理、フロー管理の基準を超過した事業者のうち、料金改定届出を行った6社の届出の内容等の確認を行ったところ、**いずれも妥当な新料金が設定されている**と判断できる。